

旭川市、泉大津市有機農業連携実施計画

1. 市区町村
北海道旭川市、大阪府泉大津市
2. 計画対象期間
令和 6年度 ～ 令和 10年度
3. 対象市区町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標
ア 有機農業の現状 (旭川市について) 旭川市は、北海道のほぼ中央の上川盆地に位置し、大雪山系からの豊かな水と肥沃な土地、日中の寒暖差の大きな気候など恵まれた条件にあり、水稻、畑作、野菜、花き、果樹といった多様な作物が栽培されている。 特に水稻は、北海道内で作付面積、収穫量(令和5年産)ともに1位であり、有機JAS認証米や特別栽培米、北海道のグリーン農業認証の表示制度であるイエスクリーン認証米といった、様々な栽培手法が取り入れられている。 また、イエスクリーン認証については、野菜で16品目で取得し、水稻を含めた品目では北海道で最も多いなど、地域全体でクリーンな農業に取り組んでいる。 なお、令和5年度の国の交付金を活用した有機農業の取組面積は、36.5haであり、この内、有機JAS認証は転換期間も含め、26.5haで取得している。 (泉大津市について) 泉大津市は、繊維産業を中心に商工業が発展してきた大阪湾に面する都市であり、市域面積約14km²のコンパクトな市域の中に農地面積が2.4%程度と極めて少ない地域であることから、平時における安全・安心な食の提供や、不測の事態に対応しうる安定的な食糧確保が課題となっている。 この課題を解決するとともに、独自のサプライチェーンを構築し、食糧の消費地として日本の農業の持続的発展にも寄与していくため、令和5年3月に「安全安心な食糧の安定的確保に関する構想」を策定し、旭川市を含む全国各地の自治体と農業連携協定を締結し食糧の確保を進めている。 また、医食同源・身土不二の考えのもと、「みどりの食料システム戦略」にも掲げられている化学農薬や化学肥料の低減、有機農業によって生産されたものを用い、加工においても、より栄養価が高くなる手法を用いるなど、より良いものを平時における学校給食などで使用し、安全・安心な食を提供する取組を進めている。 (旭川市と泉大津市の連携について) 旭川市と泉大津市は、令和5年8月に農業連携協定を締結し、農業を通じた連携による相互の地域の持続的な発展に向けた取組を実施しており、その事業の一環として旭川市で生産された有機JAS認証米を泉大津市の学校給食へ提供することとなっている。 旭川市において生産された有機農産物は、生産者が個別に販路を開拓し販売を行っていたが、泉大津市における有機JAS認証米の購入は、有機農産物の流通拡大の可能性を示すものとなり、生産者の意欲も高まっていることから、生産地である旭川市と消費地である泉大津市の連携により、有機農業への理解促進と機運醸成並びに有機農業及び環境保全型農業により生産された農産物の流通拡大に向けた取組を実施することで、旭川市の有機農業の拡大を目指す。 なお、慣行栽培から有機栽培への移行に当たっては、北海道独自のクリーン農産物表示制度である「YES! clean」や特別栽培等の段階を踏んで取組が深化していくことから、有機農産物以外の環境保全型農業により生産された農産物のPRも併せて実施する。 また、泉大津市においても、学校給食で有機農作物を提供することで食を通じた子どもの健全育成を図るとともに、都市部(消費地)の食生活が自然(生産地)の恩恵の上に成り立っていることを理解し、持続可能な食料システムを構築するためには、環境負荷の少ない農産物を選ぶことの重要性を学ぶなど、旭川市との連携によって子どもの食育を推進する。 イ 5年後に目指す目標 ○有機農業の取組面積の拡大 R5年度末36.5ha → 令和10年度末 56.5ha(20ha増) ○有機JAS認証取得者の増 R5年度末8人 → 令和10年度末11人(3人増) ○泉大津市学校給食での旭川市産有機JAS認証米提供の継続

4. 取組内容

ア 有機農業の生産段階の推進の取組

- ・有機農業の先進地視察、研修会の開催
有機農業の先進地視察及び研修会を実施することで、有機農業への理解促進と有機農業への転換を促進する。

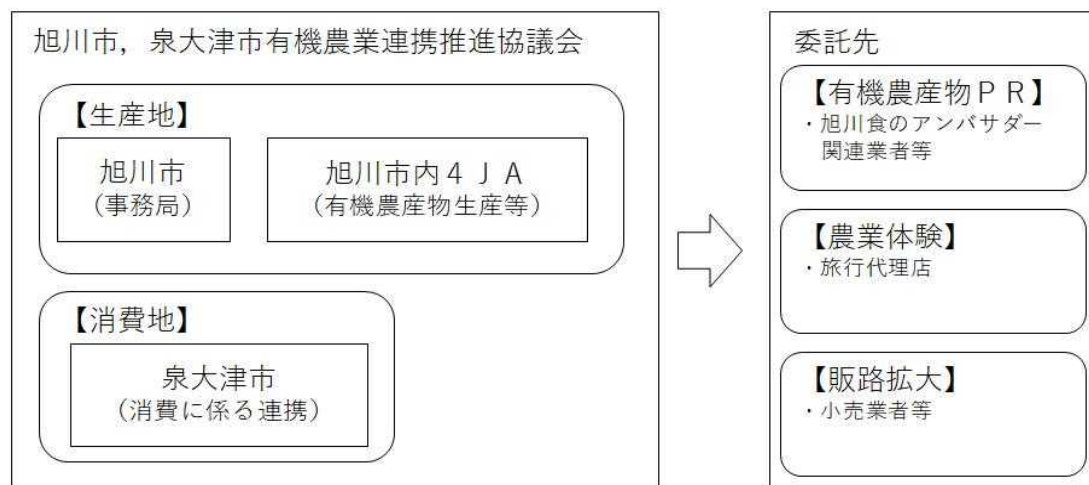
イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

- ・学校給食での有機農産物PR
学校給食で米をはじめとする旭川産有機農産物用等を提供し、旭川市の有機農産物をPRする。
- ・各種イベントでの有機農産物PR
泉大津市で開催予定のプレ万博をはじめとする各種イベントにおいて、旭川産有機農産物やそれを活用した料理等を提供し、旭川市の有機農産物をPRする。
- ・旭川市における農業体験
泉大津市の親子等を対象に、有機農業の農場視察等を行い、その成果をPRすることにより有機農業に対する理解促進を図る。
- ・有機農産物販売拡大
一般消費者が有機農産物を直接購入しづらい状況があることから、有機農産物販売に係る取組を推進する。

5. 取組の推進体制

ア 実施体制図、関係者の役割

※実施に必要な組織、委託先等を記載すること



6. 資金計画

別紙のとおり

7. 本事業以外の関連事業の概要

- ・環境保全型直接支払交付金事業
- ・みどりの食糧システム戦略推進交付金(有機転換推進事業)
- ・みどりの食糧システム戦略推進交付金(グリーンな栽培体系への転換サポート事業)

8. みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について
※基本計画と本実施計画との関連性等必要に応じて記載すること 北海道と協同で作成した「農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画」に沿って推進する。
9. その他(達成状況の評価, 取組の周知等)

6. 資金計画

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
有機農業の生産段階の推進の取組	1,620,000 円	2,150,000 円	150,000 円	令和8年度までの取組結果を踏まえ、改めて検討する。	
有機農業で生産された農産物の物流、加工、消費等の取組	6,175,000 円	5,850,000 円	5,850,000 円		